

関稅定率法等の一部を改正する法律（案）新旧対照条文目次

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）	1
○ 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条關係）	5
○ とん稅法（昭和三十三年法律第三十七号）（第三条關係）	17
○ 特別とん稅法（昭和三十三年法律第三十八号）（第四条關係）	19
○ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条關係）	22
○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う關係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）（附則第五条關係）	47

○ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）
目次
（省 略）

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）
同上
同上
同上

番 号	品 名	税 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	（省 略）
二九〇六・一一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	（省 略）
二九〇六・一三	（省 略）	（省 略）
二九〇六・一九	その他のもの	（省 略）
	一 （省 略）	
	二 一・四―シクロヘキサンジメタノール	無税

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
二九・〇六	同上	同上
二九〇六・一一	同上	同上
二九〇六・一三	同上	同上
二九〇六・一九	同上	同上
	一 同上	
	二 同上	

改 正 案	現 行
<p>（帳簿の備付け等） 第七条の九（省略） 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号及び第三号を除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>国税関係帳簿</u>」という。）」と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。）」とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「<u>承認税関長</u>」という。）」と、同条</p>	<p>（帳簿の備付け等） 第七条の九 同上 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「<u>国税関係帳簿の全部又は一部</u>」とあるのは「<u>関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>国税関係帳簿</u>」という。）</u>」）と、「<u>納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。）</u>」とあるのは「<u>同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「<u>承認税関長</u>」という。）</u>」）と、</p>

第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「関税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）」とあるのは「関税法第七条の十二第二項第二号（承認の取消し）」と、「所得税法第四百五十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」とあるのは「同号」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定

同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「関税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第七条の十二第二項第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた期限後特例申告書の提出又は第十二条の三第一項第二号(無申告加算税)の修正申告に伴って行われることとなる無申告加算税(同条第五項の規定の適用があるものに限る。)についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

4 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定は、前三項の規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することができる。

5 第一号に掲げる事由が生じた場合において、第二号に掲げる事由に基づいてする関税についての更正、決定又は賦課決定は、前各項の規定にかかわらず、同号の特恵受益国等の権限ある当局等に対し同号の要請に係る書面が発せられた日から三年を経過する日まで、することができる。

一 税関職員が、貨物の輸入者に第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてそ

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 同 上

2 同 上

3 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することができる。

の準備に通常要する日数を勘案して税関職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと（当該輸入者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

二 税関職員が関税暫定措置法第八条の四（特惠受益国等原産品であることの確認）又は経済連携協定（同法第七条の三第一項ただし書（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）に規定する経済連携協定をいう。）その他の国際約束（以下この号において「経済連携協定等」という。）の規定に基づき特惠受益国等（同法第八条の二第一項（特惠関税等）に規定する特惠受益国等をいう。以下この号において同じ。）若しくは経済連携協定等の締約国の権限ある当局（特惠受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸出される貨物が特惠受益国等原産品（同法第八条の四第一項に規定する特惠受益国等原産品をいう。）又は締約国原産品（同法第十二条の四第一項（経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認）に規定する締約国原産品をいう。）であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができざる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）、経済連携協定等の締約国の税関当局（この法律、関税率法その他の関税に關する法律（第八十八条の二及び第八十八条の三において「関税法令」という。）に相当する締約国の法令を執行する当局をいう。）又は輸入申告がされた貨物の輸出者若しくは生産者（以下この号において「特惠受益国等の権限ある当局等」という。）に対し、当該貨物に関する情報の提供の要請をした場合（当該要請が前各項の規定により関税についての更正、決定又は賦課決定をすることができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨の前号の輸入者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、当該貨物の関税額の確定に關し、特惠受益国等の権限ある当局等から提

供があつた情報に照らし非違があると認められること。

6| 更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定又は第二条の三（災害による期限の延長）の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、第一項、第二項又は前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

7| （省 略）

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条第五項の規定による更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項の規定による更正若しくは賦課決定により納付すべきものについては、同条第二項に規定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定する更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に規定する更正があつた日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の完成猶予及び更新）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税の第三十五条第二項第二号（申告納税方式による国税等の納付）」とあるのは「関税の関税法第九条第二項（申告納税

4| 更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定又は第二条の三（災害による期限の延長）の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、前三項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

5| 同 上

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の完成猶予及び更新）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税の第三十五条第二項第二号（申告納税方式による国税等の納付）」とあるのは「関税の関税法第九条第二項（申告納税

方式による関税等の納付」と、同項第二号中「重加算税（第六十八
八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税
に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）」とある
のは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税
」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は
第四項」と、同条第三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、「
若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは
「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した
場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用が
ある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限
」とあるのは「関税法第十四条第七項（更正、決定等の期間制限）
」に規定する法定納期限等（同条第二項の規定による更正若しくは賦
課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条第五項の規定によ
る更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項の規定による更正若
しくは賦課決定により納付すべきものについては、同条第二項に規
定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定す
る更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に規定する更正があ
つた日。以下この項において「法定納期限」という。）と、同項
ただし書中「国税」とあるのは「関税」と、同項第一号中「納税申
告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（
修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該
申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中
「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更
正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定によ
る決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税
に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という
。）と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四
項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」

方式による関税等の納付」と、同項第二号中「重加算税（第六十
八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税
に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）」とある
のは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税
」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は
第四項」と、同条第三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、「
若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは
「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した
場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用が
ある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限
」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）
」に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正
又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた
日。以下この項において「法定納期限」という。）と、同項た
だし書中「国税」とあるのは「関税」と、同項第一号中「納税申告書
」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正
申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告
書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更
正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若
しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決
定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係
る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）
」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中
「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあ
るのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞
税」と、同条第五項及び第六項中「国税（附帯税、過怠税及び国税
」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「国税に係る延滞税又
は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税について

とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項及び第六項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

(帳簿の備付け等)

第六十七条の八 (省 略)

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号及び第三号を除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)	(省 略)	(省 略)
第十一条第三項第一号	所得税法第四百十五条	関税法第六十七条の十
第一号（青色申告の承認の取消	第一号（青色申告の承認の取消	第一号（承認の取消

の関税」と読み替えるものとする。

3 同 上

(帳簿の備付け等)

第六十七条の八 同 上

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上
第十一条第三項第一号	所得税法第四百十五条	関税法第六十七条の十
第一号（青色申告の承認の取消	第一号（青色申告の承認の取消	第一号（承認の取消

認申請の却下（同法 第六十六條（申告、 納付及び還付）におい て準用する場合を含む 。）及び法人税法第六 十四條の九第三項第三 号ロ（通算承認） 所得税法第四十五條 第一号及び法人税法第 六十四條の九第三項第 三号ロ 帳簿書類） 第五條各項 若しくは第十條（電子 取引の取引情報に係る 電磁的記録の保存）		同号	政令で定めるところ 若しくは第五條各項 に規定する財務省令で 定めるところ
---	--	----	--

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第五五條の二 国税通則法第七十四條の九（第三項、第五項及び第六
 項を除く。）から第七十四條の十一（第四項を除く。）まで（納税
 義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査
 の終了の際の手續）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し
 前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の
 要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表
 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適
 用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通

読み替えられる字句

認申請の却下（同法 第六十六條（申告、 納付及び還付）におい て準用する場合を含む 。） 帳簿書類） 第五條各項 若しくは第十條（電子 取引の取引情報に係る 電磁的記録の保存）		政令で定めるところ	若しくは第五條各項 に規定する財務省令で 定めるところ
---	--	-----------	-----------------------------------

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第五五條の二 国税通則法第七十四條の九（第三項、第五項及び第六
 項を除く。）から第七十四條の十一（第四項及び第五項を除く。）
 まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない
 場合・調査の終了の際の手續）の規定は、税関長が、税関職員に輸
 入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若し
 くは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合におい
 て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
 ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これら
 の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通

読み替えられる字句

読み替える字句

第百八条の二 財務大臣は、関税法令に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税関当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 5 (省 略)

附 則

1 2 (省 略)

3 第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項（延滞税の割合の特例）に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この項及び附則第六項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

第百八条の二 財務大臣は、この法律、関税率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税関当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 5 同 上

附 則

1 2 同 上

3 第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税（以下この項において「滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができ金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（租税特別措置法第九十四条第二項に規定する猶予特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントに満たない場合には、当該期間に対応する滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間（当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が猶予特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第二項（延滞税の割合の特例）に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第三号及び次項第二号において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条第八項第二号中「期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

5 第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同項（関税率法第七条第三十二項及び第八条第三十五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（租税特別措置法第九十五条（還付加算金の割合の特例）に規定する還付加算金特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とする。

6 前三項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税（以下この項において「滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができ金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年（租税特別措置法第九十四条第一項（延滞税の割合の特例）に規定する特例基準割合適用年をいう。）に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間（当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第三号及び次項第二号において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条第八項第二号中「期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

5 第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同項（関税率法第七条第三十二項及び第八条第三十五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

6 前三項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の

額の計算において、租税特別措置法第九十四条及び第九十五条に規定する加算した割合（延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満であるときは年〇・一パーセントとし、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 とん税法附則第六項に規定する外国貿易船の船長は、当分の間、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の航路に関する事項で政令で定めるものを記載した書面を税関に提出するものとする。

額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 15（省略）</p> <p>6 外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号ニに規定する国際基幹航路をいう。）で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）のとん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに二十四円とする。</p> <p>7 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。</p>	<p>附則 15 同上</p> <p>6 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。 第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「関税」の下に「及びとん税」を加える。</p> <p>7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。 第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に改める。 第三条中「噸税法第一条第一項本文の規定」を「とん税法第三条第一号に規定する税率」に改める。</p> <p>8 関税法の一部を次のように改正する。 第十七条に次の一項を加える。</p>

2| 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項（担保）の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

第十八条第一項中「及び前条」及び「及び出港届」を削る。

第九十五条第一項中「前条」の下に「（とん税法第十一条（審査の請求及び訴願）において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十九条中「第十七条（出港手続）」を削る。

第一百十四条第三号中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

9| 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に改める。

第四条及び第五条中「噸税法」を「とん税法」に改める。

○ 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1 （省 略）</p> <p>2 外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号ニに規定する国際基幹航路をいう。）で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）の特別とん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに三十円とする。</p> <p>3 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。</p>	<p>附 則 1 同 上</p> <p>2 証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「又ハ噸税」を「トン税又ハ特別トン税」に改める。</p> <p>3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。 第四条第二十四号中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。 第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。 第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。 第二十三条中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改</p>

める。

40 第四十条第二項中「及びとん税」を、「とん税及び特別とん税」に改める。

41 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）」を加える。

第三条の見出しを「（とん税等の免除）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三条第一号」の下に「及び特別とん税法第三条第一号」を加える。

第四条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第十三条中「とん税及び」を「とん税及び特別とん税並びに」に改める。

5 関税法の一部を次のように改正する。

17 第十七条第二項中「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）」の下に「及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）」を加え、「とん税の額」を「とん税及び特別とん税の額」に改め、「（担保）」の下に「及び特別とん税法第七条第一項（担保）」を加える。

15 第九十五条第一項中「とん税法第十一条」の下に「（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）」を加える。

6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

1 第一条中「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）」を加える。

第四条中「又はとん税法」を「、とん税法又は特別とん税法」に改める。

第五条中「とん税法」の下に「、特別とん税法」を加える。

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和五年三月三十一日までに輸入されるもの限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 （省 略）</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々月の初</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 同 上</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々月</p>

日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定め

の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成三十一年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定め

るところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 四 (省 略)

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七条の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 (省 略)

3 7 (省 略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和二年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の

令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 同 上

一 四 同 上

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七条の六第四項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 同 上

3 7 同 上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成三十一年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物

輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 （省 略）

2・3 （省 略）

第七条の五 削除

品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、関税率法別表第二〇・二〇一項に掲げる牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第二〇・二〇二項に掲げる牛肉（冷凍したものに限る。）

。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成三十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十一年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの)に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。))に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限り。))との合計数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財

務大臣が告示等をする数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成三十一年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一一号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて

えた場合(平成三十一年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)(又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十一年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。))には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(二)に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合には該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第一〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第一〇三・一二号の二

経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この条及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。次項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えるこ

となつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。） 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 |

平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、平成三十一年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量と縮約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量（政令で定める日前の期間

に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間と同項に定める期間が重複する期間(次項第一号及び第七項において「重複期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認められた場合

二 豚肉等について関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日(第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。)前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二 生きている豚及び豚肉等について関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

3| 第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

4| 第七条の三第七項の規定は、第一項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

5| 財務大臣は、平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和二年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5| 第七条の三第四項の規定は、第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6| 第七条の三第七項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

7| 財務大臣は、平成七年度から平成三十一年度までの各年度において

て、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（平成三十一年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量（平成三十一年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）についてその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、令和五年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、平成三十二年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関

承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一～三 (省 略)

2 (省 略)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一～三 (省 略)

2～4 (省 略)

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とす

長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一～三 同 上

2 同 上

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一～三 同 上

2～4 同 上

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第二項若しくは第三項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用され

る。

2 (省 略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)
第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和三年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

る税率)とする。

2 同 上

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)
第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成三十三年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

254 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省 略) 一八・〇六	(省 略) チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	(省 略)
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 一 砂糖を加えたものうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	二五・八％
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量	

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成三十二年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

254 同上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上	同上	同上
一八・〇六	同上	
一八〇六・一〇	同上 一 砂糖を加えたものうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	二八・五％
一八〇六・二〇	同上	

一九・〇一	(省 略)	<p>が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A (省 略)</p> <p>B その他のものうち</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>(二) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く</p>	(省 略)	(省 略)	(省 略)	一九・〇一	同上	同上	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>(一) 同上</p> <p>A 同上</p> <p>B その他のものうち</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>(二) 同上</p>	同上	同上
-------	-------	--	-------	-------	-------	-------	----	----	---	----	----

<p>一九〇二・一〇 一九〇二・二〇 一九〇二・九〇</p>	<p>。及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の５％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>その他のもの</p>
<p>一 (省 略)</p>	<p>二 その他のもの</p>	<p>(一) 第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品</p>	<p>A 砂糖を加えたもの</p>	<p>(b) その他のもの</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>二六・六%</p>	<p>(省 略)</p>	<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、</p>
<p>一九〇二・一〇 一九〇二・二〇 一九〇二・九〇</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>一 同 上</p>
<p>二 同 上</p>	<p>(一) 同 上</p>	<p>A 同 上</p>	<p>(b) その他のもの</p>	<p>同 上</p>
<p>二一・〇一</p>	<p>同 上</p>	<p>二八・八%</p>	<p>同 上</p>	<p>二一・〇一</p>

二二〇一・一一	エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物	一 砂糖を加えたもの うち しよ糖の含有量が 全重量の五〇%以上 のもの	一六・九%	二二〇一・一一	同上	同上	同上	二二・七%
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	同上	同上	二一・〇六	同上	同上	同上	同上
二二〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	同上	同上	二二〇六・一〇	同上	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
二二〇六・九〇	その他のもの	一 砂糖を加えたもの B その他のもの	一五・三%	二二〇六・九〇	同上	B その他のもの	同上	一九・一%
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上

項 名 品 目	税 率	
	れるもの でに輸入さ れるもの でに輸入さ るもの でに輸入 入されるも 入されるも 入されるも	れるもの でに輸入さ れるもの でに輸入 入されるも 入されるも 入されるも
四	一	一キログラムに つき四六〇円一
	二	一キログラムに つき四七〇円七
	三	一キログラムに つき四八〇円三
	四	一キログラムに つき四九〇円九
	五	一キログラムに つき五〇〇円五
	六	一キログラムに つき五一〇円一
三	一	一キログラムに つき六一〇円三
	二	一キログラムに つき六一〇円三
	三	一キログラムに つき六一〇円三
	四	一キログラムに つき六一〇円三
	五	一キログラムに つき六一〇円三
	六	一キログラムに つき六一〇円三

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項 名 品 目	税 率	
	れるもの でに輸入さ れるもの でに輸入 入されるも 入されるも 入されるも	れるもの でに輸入さ れるもの でに輸入 入されるも 入されるも 入されるも
四	一	一キログラムに つき四六〇円一
	二	一キログラムに つき四七〇円七
	三	一キログラムに つき四八〇円三
	四	一キログラムに つき四九〇円九
	五	一キログラムに つき五〇〇円五
	六	一キログラムに つき五一〇円一
	七	一キログラムに つき五二〇円七
	八	一キログラムに つき五三〇円三
	九	一キログラムに つき五四〇円九
	十	一キログラムに つき五五〇円五
	十一	一キログラムに つき五六〇円一
	十二	一キログラムに つき五七〇円七
三	一	一キログラムに つき六一〇円三
	二	一キログラムに つき六一〇円三
	三	一キログラムに つき六一〇円三
	四	一キログラムに つき六一〇円三
	五	一キログラムに つき六一〇円三
	六	一キログラムに つき六一〇円三
	七	一キログラムに つき六一〇円三
	八	一キログラムに つき六一〇円三
	九	一キログラムに つき六一〇円三
	十	一キログラムに つき六一〇円三
	十一	一キログラムに つき六一〇円三
	十二	一キログラムに つき六一〇円三

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	の

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表(第七条の六関係)

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から令和三年三月三十一日まで輸入されるもの
〇一・〇三	豚(生きているものに限る。)					
〇二〇三・九二	その他のもの 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの (1) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第一項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

同上	同上	同上	同上	同上	の
同上	同上	同上	同上	同上	の
同上	同上	同上	同上	同上	の
同上	同上	同上	同上	同上	の
同上	同上	同上	同上	同上	の

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表(第七条の六関係)

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成三二年三月三十一日まで輸入されるもの
〇一・〇三	同上					
〇二〇三・九二	同上 (1) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第一項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)	同上	同上	同上	同上	同上

〇二〇三・一一	<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)</p> <p>生鮮のもの及び冷蔵したものの枝肉及び半丸枝肉</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>下のもの</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したものの(骨付きのものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p>	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇二〇三・一一	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下</p> <p>同上</p> <p>(2)・(3) 同上</p> <p>下のもの</p> <p>同上</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に
 関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第四条の二 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。</p>	<p>第四条の二 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。 第七条の五を次のように改める。 第七条の五 削除 同上</p>
<p>（省 略）</p>	